

○ 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
<p>（免許申請書等に添付すべき電磁的記録）</p> <p>第五条 法第八十一条第三項（法第八十五条の二第三項、第二百二条の十五第三項及び第六六条の十一第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、<u>電磁的記録媒体（電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。第十一条の三、第二十六条及び第二十七条を除き、以下同じ。）に係る記録媒体をいう。第二十六条を除き、以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとす</u>る。</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔項を削る。〕</p>	<p>（免許申請書等に添付すべき電磁的記録）</p> <p>第五条 法第八十一条第三項（法第八十五条の二第三項、第二百二条の十五第三項及び第六六条の十一第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める<u>電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとす</u>る。</p> <p>一 産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ</p> <p>二 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク</p> <p>2 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇</p>

「項を削る。」

(電磁的記録)

第十一条の二 法第八十八条の三第三項及び第二百二条の四第三項において準用する会社法第二十六条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(電磁的方法)

第十一条の四 法第八十八条の五第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 「略」

(組織変更をする会員金融商品取引所の事前開示事項)

六〇五に規定する方式

3 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の名称又は商号

二 申請年月日

(電磁的記録)

第十一条の二 法第八十八条の三第三項及び第二百二条の四第三項において準用する会社法第二十六条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(電磁的方法)

第十一条の四 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 「同上」

(組織変更をする会員金融商品取引所の事前開示事項)

第十五条 法第一条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 法第一条の三第一項の規定により同項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置いた日後、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(電磁的方法の種類及び内容)

第二十四条 令第十九条の二の五第一項の規定により示すべき電磁的方法(同項に規定する電磁的方法をいう。)の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 〔略〕

ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 〔略〕

(電磁的方法)

第二十五条 令第十九条の二の五第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

第十五条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 法第一条の三第一項の規定により同項の書面又は電磁的記録(法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。第二十六条及び第九十六条を除き、以下同じ。)を主たる事務所に備え置いた日後、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(電磁的方法の種類及び内容)

第二十四条 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 〔同上〕

(電磁的方法)

第二十五条 〔同上〕

<p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「略」</p> <p>(合併認可申請書に添付すべき電磁的記録)</p> <p>第九十六条 法第四百十条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「同上」</p> <p>(合併認可申請書に添付すべき電磁的記録)</p> <p>第九十六条 法第四百十条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、第五条に定める電磁的記録とする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	